

3. 税率

法人税の税率は次の表のとおりです。

法人の種類	所得の金額	税率(注)	税率(改正前)
普通法人(資本金 1 億円超)		25.5%	30%
普通法人(資本金 1 億円以下) 人格のない社団等	年 800 万円超	25.5%	30%
	年 800 万円以下	15%	18%
公益法人等 協同組合等	年 800 万円超	15%	22%
	年 800 万円以下	19%	18%

注. 平成 23 年度税制改正(12 月改正)による。平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度が対象となる。

なお、復興財源確保法により、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始

する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に 10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付する必要があります。

4. 法人税額の計算

課税標準 × 税率 - 特別控除 + 特別税額 - 控除所得税額・外国税額 - 中間申告額

II

「法人税額計」(別表 1(1)「10」)

組合員の
皆様へ

酪農家経営管理支援システム DMSシステム Dairy-farm Management Support System

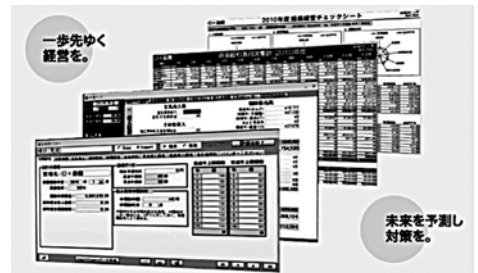
ご利用を検討下さい。→ご用命は広酪事業推進課(電話 0824-64-2072)まで

【目的】

DMSシステムは、月次決算を行い、日々の経営管理を徹底するためのシステムです。その場しのぎではなく、5年後、10年後を見据えた牧場経営のシミュレートを行い、経営管理と飼養管理を一体化したサポートを実現します。経営管理の副産物として青色申告書も作成することができます。

【月次決算を実現するために】

経理処理に時間を掛けるのは、本末転倒です。DMSシステムでは酪農専用の会計ソフト『e酪農経営』を使用することにより、簿記の知識が無い方でも入力できるように配慮しています。また、組合の乳代精算データをインポートする機能もありますので、乳代精算に関する項目は入力を省くことができます。(組合のシステムによりインポートが不可能な場合も有ります)



【乳代精算書データインポート】(イメージ)



○お知らせ

社団法人全国酪農協会 平成 25 年 4 月 1 日付けで「一般社団法人」に移行

社団法人全国酪農協会(馬瀬口弘志会長)は、新公益法人制度に対応するため、一般社団法人への移行手続きを進められ、この認可の答申(内諾)を得て、来る 4 月 1 日付けをもって、一般社団法人に移行し、「一般社団法人全国酪農協会」に法人名称が変更されました。



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

法人課税のあらまし

法人の所得にかかる税金は、①法人税、②法人事業税(地方法人特別税を含む。)、③法人住民税(道府県民税、市町村民税)です。

■法人税(国税)

1. 納税義務者

納税義務者は「法人」です(法人税法(以下「法法」という)4①)。人格のない社団等は法人とみなされます(法法3)。

ただし、公益法人等、人格のない社団等は、納税義務者となるのは、収益事業を営む場合に限られます(法法4①後段)。なお、公共法人には納税義務はありません(法法4③)。

2. 課税標準

法人税では、各事業年度の所得について、①各事業年度の所得に対する法人税が課税されます。ただし、連結納税の承認を受けた法人(連結親法人)に対しては、各連結事業年度の連結所得について、②各連結事業年度の連結所得に対する法人税が課税されます。また、退職年金業務等を行う内国法人に対しては、各事業年度の所得に対する法人税又は各連結事業年度の連結所得に対する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、③退職年金等積立金に対する法人税が課税されます。なお、かつては「清算所得に対する法人税」が法人を清算する場合に課税されていましたが、平成22年度税制改正で、平成22年10月1日以降の解散から、法人税の清算所得課税が廃止され、清算期間中にも通常の法人税が課されることとなりました。

このうち、農業法人に関係があるのは①の「各事業年度の所得に対する法人税」になります。各事業年度

の所得に対する法人税の課税標準は、「各事業年度の所得の金額」で(法法21)、次の式で表されます(法法22)。

各事業年度の所得の金額＝
その事業年度の益金の額－その事業年度の損金の額

益金の額は、原則として、①資産の販売、②有償による資産の譲渡、③有償による役務の提供——のほか、④無償による資産の譲渡、⑤無償による役務の提供、⑥無償による資産の譲受け——も対象となり、⑦資本等取引以外のものに係る収益の額も含まれます。

一方、損金の額は、①収益に係る売上原価、②販売費・一般管理費その他の費用(償却費以外の費用については債務確定が条件。)③損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの——をいいます。

なお、資本等取引とは、①法人の資本の額又は出資金額の増加・減少を生ずる取引、②法人の資本積立金の増加・減少を生ずる取引、③法人が行う利益又は剰余金の分配——をいいます。農事組合法人が新たに出資者となるものから徴収した加入金の額は、農事組合法人が協同組合等であっても普通法人であっても資本積立金となります。

ただし、法人税申告の実際上は、次の式のように、企業会計上の決算利益を出発点として、法人税法上の調整を加えることによって所得の金額を算出します。

当期純利益(税引後) + 加算(損金不算入額 + 益金算入額) - 減算(損金算入額 + 益金不算入額) = 税法上の課税所得金額

さらには、損益計算書の法人税、住民税及び事業税(法人税等)の額は当期純利益(税引後)への加算項目となりますので、「税引前当期純利益」が実質的には課税所得金額の基礎となります。